事業事前評価表

国際協力機構民間連携事業部海外投融資課

1. 基本情報

国名:アジア

案件名:COVID-19 新興国中小企業支援ファンド

調印日: 2020年11月5日

出資先名: COVID-19 Emerging & Frontier Markets MSME Support Fund

2. 事業の背景と必要性

(1) 中小企業セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

2019 年新型コロナウィルス感染症(以下、「COVID-19」という。)により、世界の失業者数は最大約 25 百万人増加すると予想されており、とりわけ事業基盤の脆弱な中小零細事業者(以下、「MSME」という。)における影響が大きいとされている(ILO、2020 年)。アジア・太平洋地域においては、MSME は企業数の 96%、雇用の 62%を占め(ADB、2018 年)、同地域の経済・雇用を支えているが、経済活動の減速による収入減で多くの MSME が資金繰りに窮している。MSME の中でも、従来金融アクセスに乏しく脆弱性の高い女性事業者への影響は大きく(UN WOMEN、2020 年)、また、男性と比較し低賃金でインフォーマルセクター従事者の割合が高い女性の雇用形態は一層不安定になっている。 かかる状況下、MSME の資金ニーズを満たし、女性事業者や女性の雇用を支えることが喫緊の課題となっており、資金の提供者として、マイクロファイナンス機関(以下、「MFI」という。)等の金融機関が果たす役割が大きくなっている(ILO、2020 年)。

本事業は、MFI向けファンド・マネージャーの草分的存在として、金融アクセスに乏しい女性支援に積極的に取り組んでいる BlueOrchard Finance Ltd. (以下、「BO」という。)が立ち上げる COVID-19 新興国中小企業支援ファンド (以下、「本ファンド」という。) に出資するもの。本ファンドを通じてアジアの MFI に資金提供を行うことで、COVID-19 により資金繰りに影響を受けている女性事業者を中心とした MSMEの金融アクセス改善及び雇用維持を図る。

(2)中小企業セクターに対する我が国及び JICA の援助方針及び本事業の位置付け 我が国のアジア・大洋州に対する令和元年度開発協力重点方針においては、女性分 野における支援が重点課題とされている。さらに開発協力大綱(2015 年 2 月)に基 づき策定された「女性の活躍推進のための開発戦略」(2016 年 5 月)では、「女性事 業者支援、貯蓄・保険等も含むマイクロファイナンスなどの小規模金融サービスの提 供、地場産業や一村一品振興活動への女性の参画促進を通じ、女性の経済的エンパワ ーメントに取り組んでいく」ことが謳われている。また JICA は 2017 年に公表した SDGs ゴール 5 (ジェンダー平等)のポジションペーパーにおいて、女性の経済活動 のための資金アクセスを含む女性の経済的エンパワーメントの推進を優先開発課題 としている。

本事業は、COVID-19 により資金繰りに影響を受けている女性事業者を中心とした MSME の金融アクセス改善及び雇用維持を図るものであり、我が国及び JICA の援助 方針に合致し、また SDGs ゴール 5 (ジェンダー平等)、ゴール 8 (金融サービスへの アクセス改善)、及びゴール 17 (パートナーシップ) に貢献すると考えられる。

3. 事業概要

(1) 事業目的:

本事業は、ファンドへの出資を通じてアジアの MFI に対する資金提供を行うことにより、同地域において COVID-19 の影響を受けている女性事業者を中心とした MSME の金融アクセス改善及び雇用維持を図り、もって女性のエンパワーメントに寄与するもの。

- (2) プロジェクトサイト/対象地域名:アジア地域
- (3) 事業内容:
 - ① 出資額: 35 百万米ドル
 - ② 事業計画の概要: アジアの MFI に対する資金提供を行うことにより、同地域において COVID-19 の影響を受けている女性事業者を中心とした MSME の金融アクセス改善及び雇用維持を図るもの。
 - ③ 事業費:350百万米ドル(ファイナルクローズ終了時の見込み)
- (4) 事業実施スケジュール:

2020年12月に第1次募集終了。ファンド存続期間は7年(最大2年間の延長オプション有)。投融資期間5年(2020年12月14日~2025年12月13日)、償還期間2年(2025年12月14日~2027年12月13日)を想定。第2次募集は2021年末までを想定。

- (5)環境社会配慮・貧困削減・社会開発
 - 1) 社会環境配慮
 - カテゴリ分類: C
 - ② カテゴリ分類の根拠:本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」 (2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
 - 2) 貧困削減促進:預金・借入等の金融サービスを貧困層に拡大することで貧困 削減の促進が期待される。
 - 3) ジェンダー分類

【ジェンダー案件】■GIP(女性を主な裨益対象とする案件)

<分類理由>:女性向けの金融サービスを拡大し、女性の経済活動への参加促進

や金融サービス利用に伴う経済・社会的厚生水準の向上を促すことが期待される。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

| 指標名 | 基準値(2020 年) | 目標値(2027年) |
|--------------------|-------------|------------|
| | 【実績値】 | 【ファンド終了年】 |
| アジアの MFI を通じて支援す | 0 | 2.8 |
| る MSME の数(百万社) | | |
| アジアの MFI を通じて支援す | 0 | 60 |
| る MSME の従業員数 (百万人) | | |
| アジアの MFI を通じて支援す | | |
| る MSME のうち女性顧客の比 | - | >=75 |
| 率 (%) | | |

(2) 定性的効果

MSME の金融アクセスの改善、雇用の維持、女性のエンパワーメント

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の出資事業の事後評価では、投資候補案件から構成されるロングリストの確認を通じ、投融資先が確保されるか十分に確認することが必要との教訓を得た。同教訓を踏まえ、審査を通じてパイプラインリストを入手しスクリーニングを実施したところ、十分なパイプラインが積み上がっており、また約半分が BO の既存顧客であることが確認された。

6. 評価結果

本事業は、開発途上地域の女性の金融アクセスにおける課題、並びに我が国及び JICA の援助方針に合致しており、また SDGs ゴール 5 (ジェンダー平等)、ゴール 8 (金融サービスへのアクセス改善)及びゴール 17 (パートナーシップ)に貢献するため、JICA が本事業の実施を支援する必要性は高い。

7. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標
 - 4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール

ファンド終了直後(2027年)(予定)

以上